



九十九里町指令第105号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

住所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号

氏名 株式会社 丸 幸

代表取締役 渡 邊 均

令和2年8月28日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業・処分業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第7条第6項の規定により、次のとお
り許可する。

令和2年 9月8日

九十九里町長 大 矢 吉 明



許 可 番 号 第 14 号

許 可 期 間 令和2年9月20日から令和4年9月19日まで

業 の 区 分 一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類 可燃ごみ、カン、金属類、ビン類、ペットボトル、粗大ごみ
紙類、廃プラスチック

許 可 条 件 ① 九十九里町内の事業系一般廃棄物の収集運搬に限る。
② 収集運搬車両は町に申請した車両とする。
③ 収集後の事業系一般廃棄物は、申請内容に基づく方法の
ほかは、町の指示に従うものとする。
④ 汚水の発生する廃棄物を運搬する場合は、必ず塵芥車
を使用し、汚水が漏れない対策を施すこと。